定期点検整備記録簿

二輪自動車（自動車点検基準 別表第７） 24ヶ月点検

車名		登録番号	
型式		車台番号	
初度登録		点検の年月日	
点検時走行距離		点検区分	24ヶ月点検

装置	点検箇所	点検項目	時期	結果	備考（測定値・交換部品など）
かじ取り装置	ハンドル	操作具合	2年		
	フロント・フォーク	ステアリング・ステムの軸受部のがた	1年		
	フロント・フォーク	損傷	2年		
	フロント・フォーク	ステアリング・ステムの取付状態	2年		
制動装置	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	遊び	1年		
	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキの効き具合	1年		
	ロッド及びケーブル類	緩み、がた及び損傷	1年		
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	1年		
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	液漏れ	1年		
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	機能、摩耗及び損傷	2年		
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間 ※1	1年		
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	シューの摺動部分及びライニングの摩耗 ※1	1年		
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムの摩耗及び損傷	2年		
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間 ※1	1年		
	ブレーキ・ディスク及びパッド	パッドの摩耗 ※1	1年		
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクの摩耗及び損傷	2年		
走行装置	ホイール	タイヤの状態 ※1	1年		
	ホイール	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1年		
	ホイール	フロント・ホイール・ベアリングのがた ※1	1年		

装置	点検箇所	点検項目	時期	結果	備考（測定値・交換部品など）
	ホイール	リヤ・ホイール・ベアリングのがた ※1	1年		
緩衝装置	サスペンション・アーム	連結部のがた及びアームの損傷	2年		
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	2年		
動力伝達装置	クラッチ	クラッチ・レバーの遊び	1年		
	クラッチ	作用	2年		
	トランスミッション	油漏れ及び油量 ※1	1年		
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	継手部のがた	2年		
	チェーン及びスプロケット	チェーンの緩み	1年		
	チェーン及びスプロケット	スプロケットの取付状態及び摩耗	1年		
	ドライブ・ベルト	摩耗及び損傷 ※1	1年		
電気装置	点火装置	点火プラグの状態 ※1・2	1年		
	点火装置	点火時期	1年		
	バッテリ	ターミナル部の接続状態	1年		
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	2年		
原動機	本体	エア・クリーナ・エレメントの状態 ※1	1年		
	本体	低速及び加速の状態	1年		
	本体	排気の状態	1年		
	潤滑装置	油漏れ	1年		
	燃料装置	燃料漏れ	1年		
	燃料装置	リンク機構の状態	1年		
	燃料装置	スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの作動状態	1年		
	冷却装置	水漏れ	1年		
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置	配管の損傷	2年		
	燃料蒸発ガス排出抑止装置	配管等の損傷	2年		
	燃料蒸発ガス排出抑止装置	チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷	2年		
	燃料蒸発ガス排出抑止装置	チェック・バルブの機能	2年		
	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2年		

装置	点検箇所	点検項目	時期	結果	備考（測定値・交換部品など）
	一酸化炭素等発散防止装置	配管の損傷及び取付状態	2年		
エグゾースト・パイプ及びマフラ	エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	1年		
	エグゾースト・パイプ及びマフラ	マフラの機能	2年		
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	1年		
	高圧ガスを燃料とする燃料装置等	ガス容器及びガス容器附属品の損傷 ※3	1年		
	高圧ガスを燃料とする燃料装置等	ガス容器取付部の緩み及び損傷	2年		
フレーム	フレーム	緩み及び損傷	1年		
その他	その他	シャシ各部の給油脂状態	1年		

整備の概要

交換した部品

整備完了の年月日		次回点検予定	
実施者 氏名・名称		実施者 住所	

記号　レ…点検・良好　x…交換　△…修理　A…調整　T…締付　C…清掃　L…給油　／…該当装置なし・省略

※1 走行距離が1年あたり1,500km以下の自動車は、前回の点検を行わなかった場合を除き、省略できる

※2 点火プラグが白金プラグまたはイリジウム・プラグの場合は省略できる

※3 圧縮天然ガス・液化天然ガス・圧縮水素を燃料とする自動車に限る（検査対象外軽自動車を除く）

点検項目は自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）別表第７によります。記録簿の様式は法令で定められていないため、この用紙は記載事項をそろえた任意の様式です。点検の方法と判定は、取扱説明書または整備事業者に確認してください。 garagelog.jp